

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年4月10日（金）午前9時02分から午前9時41分

2. 開催場所 山江村役場 2階大会議室

3. 出席委員（15名）

農業委員 8名

推進委員 7名

4. 欠席委員（0名）

5. 議事日程

日程1 開会（事務局長）

日程2 会長挨拶（会長）

日程3 諸般事情報告

日程4 議事録署名委員の指名について

日程5 議第12号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について

日程6 議第13号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について

日程7 議第14号山江村農用地利用集積等促進計画（第3次）に対する意見決定について

日程8 議第15号令和8年度最適化活動の目標の設定等の承認について

日程9 その他

日程10 今後の行事

日程11 閉会（会長）

6. 農業委員会事務局職員 事務局長

7. 会議の概要

事務局長

それではご起立お願いします。一同礼。ご着席ください。

山江村農業委員会における農業委員の総数は8名で、本日の出席委員は8名であります。山江村農業委員会総会規則第8条の定足数に達しておりますので、総会の成立を宣言いたします。それでは只今より令和8年4月期の農業委員会総会を開会いたします。

日程2「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。

会長

（会長挨拶）

事務局長

次に日程3「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用

最適化推進委員におかれましては、何かございませんでしょうか？

(なしの声)

事務局長

なければ次の日程4「議事」に入ります。日程4以降につきましては、会長にて議事進行をお願いいたします。

会長

はい。これより、議事に入ります。まず、日程4議事録署名委員の指名について。山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は7番農業委員、8番農業委員をお願いいたします。

次に日程5、議第12号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第12号についてご説明いたします。総会資料の1ページをお開きください。議第12号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求める。令和8年4月10日提出、山江村農業委員会会長。2ページから3ページまでが、借り手と熊本県農業公社の解約通知書です。4ページから5ページは熊本県農業公社と出し手の解約通知書、並びに合意解約証等の写しとなっております。土地につきましては、(申請内容について説明)。6ページに地籍図を添付しておりますが、(場所について説明)。解約の目的につきましては借り手の規模縮小によるものという事でございます。以上でございます。

会長

はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

会長

推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

会長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

会長 質疑・意見ないようですので、それでは採決をいたします。議第12号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会長 はい。全員挙手により、議第12号は原案のとおり承認いたします。

会長 次に日程6、議第13号「農地法18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、議第13号について説明をいたします。総会資料7ページをご覧ください。議第13号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求める。令和8年4月10日提出、山江村農業委員会会長。8ページから9ページまでが解約通知書と合意解約書の写しとなります。土地につきましては、(申請内容について説明)。10ページに地籍図を添付しております。(場所について説明)。解約の目的につきましては、借り手の規模縮小によるものでございます。以上でございます。

会長 それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。委員方何かございませんか。

〇〇農業委員 はい。

会長 はい、〇〇委員。

〇〇農業委員 この解約後の予定はあるのでしょうか。

会長 はい、事務局お願いします。

事務局長 まあですね、次の借り手の方も決まっているというかですね、現在の借り手が解約するにあたって、次の人を見つけていらっしゃる。これは〇〇〇の方ですね。という事で公社を通してまた次貸し借りをするという事でございますのでそちらの方で進めている所です。

会長 よろしいでしょうか。

〇〇農業委員

はい。ありがとうございます。

会長

はい、他にございませんか。
(なしの声)

会長

推進委員からも質疑・意見ございませんか。
(なしの声)

会長

はい、再度、農業委員からも質疑・意見ございませんか。
(なしの声)

会長

はい。質疑・意見ないようですのでそれでは、採決を致します。議第13号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」異議がない方は、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

会長

はい、全員挙手により、議第13号は、原案のとおり承認いたします。

会長

次に、日程7、議第14号、「山江村農用地利用集積等促進計画（第3次）に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

議第14号についてご説明いたします。総会資料の11ページをお開きください。議第14号「山江村農用地利用集積等促進計画（第3次）に対する意見決定について」令和8年山江村農用地利用集積等促進計画（第3次）を定めることについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和8年4月10日提出、山江村農業委員会会長。12ページとから13ページが意見書の写しとなっております。14ページが総括表となっております。15ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されていますが、農地中間管理事業（農地バンク）を利用しており、左から使用貸借権、賃借権等の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されています。貸し手と公社は10年、公社と借り手も10年の契約となっております。借り手の経営面積は記載のとおりです。なお今回は、農地中間管理機構の特例事

業、農地売買事業による所有権移転の案件が一見ございます。

次に、16ページと17ページの農地利用集積計画書をご覧ください。今回、利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されておりますのでご覧ください。なお、案件は新規設定1件、所有権移転1件で、総面積は1,421㎡でございます。

それでは、賃借権の新規設定1件1筆分についてご説明いたします。18ページ並びに19ページをご覧ください。(申請内容について説明)。賃借料の支払いにつきましては、物納となっております。内容については、21ページの記載のとおりとなっております。21ページに地籍図22ページに現況写真を、23ページに調査書を付けております。現地調査につきましては、貸し手の代理の方、担当農業委員と担当推進委員とともに、4月6日に行っております。以上でございます。

会長

はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、担当農業委員から補足説明をお願いします。

担当農業委員

それでは、説明いたします。4月6日午前9時より、確認を致しました。貸し手の方は夫婦で来ておられて、借り手の方は欠席で局長と私と担当推進委員5名で確認いたしました。(場所について説明)。もうここはほとんどフェンスも張られており、水稻を作る状態でしておりました。問題はないかと思えます。、慎重審議よろしく願いいたします。

会長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

はい、ありません。

会長

それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

会長

推進委員からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

会長

はい、再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

会長

はい。質疑・意見がないようですので、採決をいたします。新規設定

1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会長

はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、所有権移転1件1筆分について事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、所有権移転1件1筆分につきまして、ご説明いたします。総会資料24ページをご覧ください。(申請内容について説明)。土地代金につきましては、記載のとおりであります。この案件につきましては、出し手の方が農地を手放したいということで、設定等状況一覧表の相手方に相談があり購入されるものです。両隣の2筆も3月期の総会で審議いただいております。相手方は、認定農業者でもあり、集約化にもつながるものと思われれます。25ページに地籍図、26ページに調査書を添付しております。

なお、3月24日に会長、担当推進委員立会いのもと、出し手の方と熊本県農業公社の売買契約手続きを行っております。

なお、設定等状況一覧表には相手方に名前が記載されておりますが、今回は、出し手から農業公社の買い入れとなります。農業公社から相手方への売り渡しにつきましては、改めて提出されます。以上でございます。

会長

それでは事務局の説明が終わりましたので、私から補足説明をいたします。3月24日、9時20分ごろより農地中間管理機構の特例事業を活用した農地売買に伴う契約手続きの立会いを行いました。当日は出し手の方、最終受け手の方、受け手の農業公社、事務局長、担当推進委員、私の6名で契約手続きを行いました。この案件につきましては3月の総会でも審議した案件であります。そのときは、3筆のうち2筆でしたが今回は残りの1筆でございます。先ほど局長から話がありましたように今回の出し手と農業公社の件の売買の案件です。最終的な受け手の方は、認定農業者の方で、現在もその方が耕作をされております。今後の管理も問題がないと考えます。審議の方、よろしく願いいたします。

会長

同様に立会いを行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

とくにありません。

会長

はい、それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

会長

推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

会長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

会長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。所有権移転1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いします。(全員挙手)

会長

はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については原案のとおり決定いたします。

会長

次に、日程8議第15号「令和8年度最適化活動の目標の設定等の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

それでは、議第15号についてご説明いたします。総会資料の27ページをお開きください。議第15号「令和8年度最適化活動の目標の設定等の承認について」最適化活動の目標の設定等について承認を求める。令和8年4月10日提出、山江村農業委員会会長。

28ページ~30ページをご覧ください。令和8年度最適化活動の目標の設定等の計画(案)内容でございます。これまでの農業委員会の事務につきまして、目標の設定、点検、評価、公表を行ってきておりますが、農業委員会等に関する法律の改正により、最重要事項である「農地等の利用の最適化の推進」について、さらに深掘して、対外的に活動の見える化が図られるようにと毎年目標を立てることが必要となっております。

今年度の計画目標内容は、昨年度の各委員さん方の最適化活動や事業実績を基本に作成しておりますが、30 ページの中ほどにあります、最適化活動の目標日数を昨年度同様、月6日としております。また、活動委員については中立委員も含めておりますのでよろしくお願いいたします。内容を見ていただきますとわかりますように、昨年度と大きくは変更が点はない点がございます。朱書きの部分に変更になっているところがございます。今後、熊本県へ提出しますが、その段階で数値に修正が入るという事もあるのでその点も含めご理解をお願いしたいと思います。29 ページの1番のですね最適化活動の成果目標のこれまでの集積面積は109haで昨年度実績から1ha増加しております。(2)の遊休農地の解消は1号有休農地が39haという事で、2ha減っている所です。状況調査大変お世話になりました。以上でございます。

会長

はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、質疑に入りますが、その前にもう一度皆さんで目を通していただきたいと思っております。その後、質疑応答を受けます。

会長

どなたからでも結構ですので質疑・意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

農業委員

はい。

会長

はい。〇〇委員。

〇〇農業委員

2番の農家、農地等の概要の中の農業者数ってありますけど、人数ちゅうのはこの300と150と31以上足した合計数ですかね。それともこの336人のうちの女性が154、40代が31っていう見方、どういう見方なんですかね。

事務局長

はい、これは、2はですね、基幹的農業従事者数336人、まあ農林業センサスの数値を出しておりますので、その数値なんですけどもそのうちの154人が女性、40代以下が31人いるという事で、その他の人が、それに該当しない人が、残りの方になりますので、合計ではございません。

〇〇農業委員

総数が336名と言う事でいいよね。

事務局長

はい。

〇〇農業委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

- 会長 はい、他にございませんか。
(なしの声)
- 会長 質疑・意見ございませんか。

(なしの声)
- 会長 質疑・意見がないようですのでそれでは、採決を致します。「議第 15号 令和8年度最適化活動の目標の設定等の承認について」異議がない方は、挙手をお願いします。
- 会長 全員挙手により、議第15号は、原案の通り決定いたします。
- 会長 次に日程9「その他」となっております。事務局より報告及び連絡をお願いいたします。
- 事務局長 「事務局より連絡」
○令和8年7月農業委員・推進委員の改選について（期間延長）
（期間延長：4/22（水）まで、申込情報を説明）
○第4四半期報酬の支払いについて（4/21振込予定）
○守秘義務の徹底について
○活動記録表の提出について
○議事録について（著名願い）
○農地情報の提供について（受け手）
○総会等の日程変更について
○でんえん発行について
事務局からは以上です。
- 会長 他にありませんか。

(なしの声)
- 会長 それでは、次に日程10「今後の行事」に移ります。事務局より説明

をお願いいたします。

事務局長

今後の行事について説明。

会長

はい。それでは、日程 1 1 「閉会」に移ります。

以上を持ちまして、農業委員会 4 月期総会を閉会いたします。どうも
お疲れ様でした。

令和 8 年 4 月 10 日(金)午前 9 時 41 分終了

議長_____

委員_____

委員_____